

秋田県秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業 実施方針（素案）への質問に対する回答

No	頁	実施方針（素案）の対応頁及び対応部分						質問事項	質問内容	回答
		章	節	項						
1	1	1	1	6				水素製造利用設備	蓄電池のみで受給制御を実施できる場合には、水素製造利用設備は必須ではないでしょうか？	蓄電池のみで需給制御を実施できる場合であっても、水素製造利用設備は必須となります。
2	1	1	1	6				事業内容	水素製造利用設備は、余剰の電力を活用して電気分解等を行うことにより水素を発生させて貯留、必要時に再度、燃焼によるエネルギーを電力に変換して、対象とする施設に電力を供給しなければならない、という理解でよろしいでしょうか（水素を対象外の施設で利用もしくは販売することは不可でしょうか）。	余剰の水素を対象外の施設へ供給、使用することは可能です。ただし、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱に準拠する範囲となります。
3	2	1	1	7				事業手法	SPCには、県は参加する可能性はありますか。また、SPCの形態は提案時に提示する必要がありますでしょうか？	SPCに県が参加する予定はありません。
4	2	1	1	7				事業手法	特定建設工事共同企業体を設立した構成員が、特別目的会社を設立することでよろしいでしょうか。構成する企業が異なる場合の想定はございますか。	構成する企業が異なる場合も想定しています。
5	3	1	1	9	(3)			関係法令について	1.1.9関連法令等の遵守(3)規格、規程等にJISの表記が有りますが、提案の幅を広げるため「JISまたは同等の規格」との理解でよろしいでしょうか。	「同等の規格」の内容により判断します。
6	5	1	1	10	(t)			基本協定の締結	優先交渉権者の決定後速やかにとありますが、基本協定の締結者は応募者グループとの理解で良いでしょうか？	全ての構成企業と、県および市になります。
7	5	1	1	10	(f)			SPCの設立	SPCは令和6年3月下旬以降速やかに設立を求められていると理解しますが、応募者が契約協議と並行してSPCを設立していくのが現実的だと想定しますが如何でしょうか？	ご理解のとおり、並行して進めていくことを想定しています。
8	6	1	2	1				風力発電設備	風力発電設備について、仕様やメーカーはすでに決まっていますでしょうか。また、その場合、供給業者やメンテナンス実施業者を紹介して頂くことは可能でしょうか？	実施方針（素案）1.2.1に記載のとおり、各施設の規模、仕様等は、本事業を実施する民間事業者の募集時に提出される提案書の内容により決定します。ただし、設備の最低出力等の制限は設ける予定ですので、詳細は募集要項をご確認ください。
9	6	1	2	1				設計・施工に関わる業務	ユーティリティ引き込みの費用、試運転費用は、DB建設工事費に含めず、発電事業の運営委託費で回収していく、ということでしょうか。	ユーティリティ引き込みの費用、試運転費用については、発電事業の運営委託費で回収することを妨げません。
10	6	1	2	1				水素製造利用設備	水素製造利用設備は、再生可能エネルギー由来水素の製造を想定されているでしょうか？	水素製造利用設備は、再生可能エネルギー由来水素の製造を想定しています。
11	6	1	2	1	6)			自営線設備	自営線ルートで物理的に埋設施工が難しい箇所がある場合は架空線も認められるでしょうか？	民間事業者の決定後に、本県と民間事業者が協議して決定する事項となります。
12	6	1	2	1				各施設の規模・仕様等について	「各施設の規模、仕様等は、本事業を実施する民間事業者の募集時に提出される提案書の内容により決定する。」とありますが、脱炭素先行地域提案書や基本設計等業務委託報告書に記載の仕様とは異なる提案としてもよろしいでしょうか？	脱炭素先行地域提案書や基本設計業務委託報告書に記載の仕様と異なる提案を行うことは、妨げません。ただし、設備の最低出力等の制限は設ける予定ですので、詳細は募集要項をご確認ください。
13	6	1	2	2				運営に係る業務	脱炭素先行地域選定要件で、「2030年CO2排出実質ゼロ」とありますので、本施設による発電電力と外部調達電力により、100%再エネ電力供給を行うという考えでよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	6	1	2	2				本施設からの電力供給量の不足分について	「相対契約等により再生可能エネルギー電力の調達を行うこと。」とありますが、これは全需要施設の需要電力量を100%再生可能エネルギー電力とするということでしょうか？	ご理解のとおりです。
15	7	1	2	2				非常時における電力供給	非常時における電力供給の対象となる施設は、11需要施設全てでしょうか？	ご理解のとおりです。
16	7	1	2	2	(5)			消化ガス費用について	運営事業者が負担する消化ガスの費用について、具体的な購入単価は公告または募集要項で提示されるか？ またこの単価について公告より早い段階で公表する事は可能でしょうか？	実施方針素案「添付資料3 契約構造概要」に記載のとおり、起債償還額程度を想定しています。詳細は募集要項で示す予定です。
17	7	1	2	2				供給を受ける消化ガスの単価	消化ガスの単価についても、「6.10 事前データの提供」に含まれますでしょうか？	消化ガスの単価については、「6.10 事前データの提供」に含まれません。No.16の回答をご参照ください。
18	7	1	2	2	(3)			運営に係る業務	料金の収受業務は民間事業者が行う旨記載がありますが、送電電力量の合計を秋田県様に提示し、運営委託費をいただくフローではない、ということでしょうか。	料金の収受業務は、運営事業者が契約から請求までを委託業務のなかで行うことを想定しています。
19	7	1	2	2	(5)			運営に係る業務	消化槽加温に必要な熱量を供給し、余った熱の利用については、民間事業者の方で活用してもよろしいでしょうか。	本事業の目的以外の利用は想定していません。
20	7	1	2	2	(5)			運営に係る業務	消化ガスの単価は、秋田県様の方から提示はございますか。それとも買取単価も評価対象なのでしょうか。	No.16の回答をご参照ください。
21	7	1	2	2	(3)			電力料金の収受業務について	「運営事業者は、以下に示す需要施設への電力の供給および料金の収受業務を行うこと。」と記載がありますが、添付-9では需要施設からの電力料金の徴収は秋田県が行うように見受けられます。どのような収受業務を想定しているのでしょうか？	No.18の回答をご参照ください。
22	7	1	2	2	(5)			消化ガス発電排熱供給業務	「消化ガス発電設備からの排熱を利用し、消化槽加温に必要な熱量以上の熱を供給すること」とありますが、排熱供給についてどのような評価方法を想定しているのでしょうか？	消化槽加温に関する実績データを提示しますので、これをもとにご検討ください。なお、詳細な評価方法については、募集要項で示す予定です。
23	7	1	2	2	(5)			消化ガス発電排熱供給業務	消化ガス発電設備からの排熱供給ですが、発電機が保守・不具合等で停止している場合は、排熱供給も停止しますが問題ないでしょうか？	消化ガス発電設備からの排熱供給が停止しない設備構成としてください。
24	7	1	2	3				撤去に係る業務	撤去費用を積み立てる場合、特別目的会社の方で、解体引当金を計上して20年後に解体をするもしくは解体しない場合、積立金額を秋田県様に支払うということでしょうか。上記の場合、20年の計画表に20年後の積立金額に関する提示が必要になるということでしょうか。	前段については、積立金はあくまでも撤去、原状復旧に要する費用に充当することを想定しており、県への支払は想定していません。具体的な内容については、運営事業者の決定後に、本県と運営事業者が協議して決定する事項となります。後段の20年後の積立金額に関する提示については、ご理解のとおりです。
25	7	1	2	3				撤去に関わる業務について	現状復旧とありますが、原状復旧（ないし回復・復帰）の意味合いとの理解でよろしいでしょうか。	ご意見を踏まえて、公告段階で記載を修正します。
26	7	1	2	3				撤去に関わる業務について	撤去に係る業務は建設工事にあたりと理解しております。その際、運営委託契約の中でも実施可能となる契約の建付け（あくまで費用負担に限るなど）をご検討いただけているとの理解でよろしいでしょうか。撤去費の過不足について問題にならぬよう原状復旧の範囲について公告で詳細に示していただけますようご検討をお願い致します。	No.24の回答をご参照ください。

No	頁	実施方針（素案）の対応頁及び対応部分						質問事項	質問内容	回答
		章	節	項						
27	7	1	2	4				事業期間終了時の引き渡しの考え方について	事業期間終了の日の3年前以降の期間において、本事業終了後の電力供給事業の継続（5年）を判断した場合、その修繕費用は県の負担と考えるべきでしょうか？	実施方針素案に記載のとおり、運営事業者の決定後に、本県と運営事業者が協議して決定する事項となります。
28	8	1	2	4				事業期間終了時の引き渡しの考え方	「事業期間終了時において引き続き5年間は、大規模な設備の修繕及び更新（消耗品の交換や定期的な設備の修繕を除くオーバーホール等）を行なうことなく、本性能要件を満たしながら運転できる状態にて引き渡すこととする。」とありますが、20年間使用後さらに5年となると部品の供給停止など不確定要素が高く、その分提案価格が上昇する恐れがあります。また、科学技術の進歩や流入汚水量の変化など社会情勢も変わりますので、引き渡し後の長い保証を求めずに、早めにご更新計画をしていただいた方が合理的ではないかと考えますが、いかがでしょうか。	No.27の回答をご参照ください。なお、事業期間終了後の性能要件（年数含む）についてはご意見を踏まえ検討します。
29	8	1	2	4				事業期間終了時の引き渡しの考え方	「運営事業者は、事業期間終了後1年の間に、本施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合には、改修等必要な対応を行うこと。」と記載がありますが、本事業の運営事業者側の責か、引き継いだ運営事業者側の責か不明確な場合が想定されます。この場合はどのようなリスク分担となりますでしょうか。	No.27の回答をご参照ください。
30	8	1	2	4				事業期間終了時の引き渡しの考え方	「大規模な設備の修繕及び更新をすることなく、本性能要件を満たしながら運転できる状態」について、大規模とはどのような金額、規模や条件なのでしょう。	No.28の回答をご参照ください。
31	8	1	2	4				事業期間終了時の引き渡しの考え方	運営事業者の維持管理とは、新たな運営事業者のことを指しているのでしょうか。	新たな運営事業者のことではありません。
32	8	1	2	4				事業期間終了時の引き渡しの考え方について	「事業期間終了前に本施設が性能要件を満足していることを確認する」とありますが、性能要件はいつ・どのように提示されるのでしょうか。	No.28の回答をご参照ください。
33	8	1	2	4				事業期間終了時の引き渡しの考え方について	「事業期間終了時において引き続き5年間は、大規模な設備の修繕及び更新を行なうことなく、本性能要件を満たしながら運転できる状態にて引き渡すこととする。」とありますが、引き続き運転するかどうか分からないので、性能要件を満足させるための整備費用は別途県から支払われることでよろしいでしょうか。	No.28の回答をご参照ください。
34	8	1	2	4				事業期間終了時の引き渡しの考え方について	「運営事業者は、事業期間終了後1年の間に、本施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合には、改修等必要な対応を行うこと。」とありますが、改修が必要な場合の費用負担は、「有償対応」「無償対応」のどちらでしょうか。	No.27の回答をご参照ください。
35	8	1	2	6				電力販売単価基準について	「民間事業者からの提案にあたっての単価基準は、募集要項において示す」と有るが、できる限り早いタイミングで公表頂く事は可能でしょうか。	募集要項においてお示しします。
36	8	1	2	6				再生可能エネルギー電力を他の発電事業者等から調達して電力供給を行う場合	相対契約により再生可能エネルギーを他者（他所）から調達し臨海処理センター周辺に供給する場合は、一般送配電事業者の送配電系統による託送供給により提案者が構築する自営線の系統連系受電点を通る想定ですが、この理解であっているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	8	1	2	6				再生可能エネルギーによる電力供給量の割合	再生可能エネルギーによる電力供給量の割合が、天候不順やトラブル等により75%を切った場合は、どのような取り扱いになるのでしょうか（例えば、SPCが何らかのペナルティを受ける等）。	リスク分担に基づき、SPCが責任を負う場合は、常習性等を踏まえ、改善を促す等の対応を求めることを想定しています。
38	8	1	2	6				その他、業務を実施する上での条件	「運営業務の継続に支障が生じる事態」について、いずれ判断基準等が設定されるのでしょうか。	本事業のモニタリングを通じて判断することを想定しており、判断基準を設ける予定はありません。
39	8	1	2	6				再生可能エネルギーによる電力供給量の割合について	「本事業の再生可能エネルギーによる電力供給量の割合を75%以上とする。」とありますが、相対契約等にて調達する再生可能エネルギーも含めると考えてよいのでしょうか。	相対契約等にて調達する再生可能エネルギーは含まれません。
40	8	1	2	6				再生可能エネルギーによる電力供給量の割合について	「本事業の再生可能エネルギーによる電力供給量の割合を75%以上とする。」とありますが、秋田市汚泥再生センターの太陽光発電量も含めても良いのでしょうか。含めてよい場合、秋田市汚泥再生センターの太陽光発電は本事業の管理対象外ですがどのように評価すれば良いのでしょうか。	本事業の再生可能エネルギーによる電力供給量の割合75%以上という目標に秋田市汚泥再生処理センターの太陽光発電量は含まれます。秋田市汚泥再生処理センターの太陽光発電量の評価方法については、募集要項で示します。
41	8	1	2	6				再生可能エネルギーによる電力供給量の割合について	「事業期間における各年度の平均値により達成する。」とありますが、各年度毎に毎年評価されるのでしょうか。あるいは事業期間全体の平均で評価されるのでしょうか。	各年度毎に毎年評価されます。
42	9	1	3	1				用地の準備	「自営線に係る用地等の確保及び事業を行うために必要な敷地造成は民間事業者が自ら行う」とありますが、土地所有者との交渉において状況に応じ県のご協力を頂くことは可能でしょうか。	土地所有者との交渉においては、状況に応じて県も協力予定です。
43	9	1	3	1				用地の準備について	「これら以外の用地（自営線に係る用地等）の確保」とありますが、これら以外の用地とは事業イメージ図の電力供給先施設と自営線に係る用地以外に、事業者として必要になった用地を指すことで良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	9	1	3	1				用地の準備について	「敷地造成は民間事業者が自ら行うものとする」とありますが、用地はどのような状態で引き渡されるのでしょうか。	敷地内に仮置きされている土砂は現在撤去を進めており、遅くとも令和6年秋までに完了する見込みです。撤去後の敷地の状況については関係者と協議します。なお、現在土砂が仮置きされている範囲以外の敷地については、原状のまま引き渡しとなります。
45	9	1	3	2				本施設の運営に係る業務	全量購入する消化ガスについては、契約前の協議において、ガスエンジンを稼働させる際に必要となるメタン濃度範囲といった、購入条件が設定されるということでしょうか。	消化ガスの成分の実績については提供する予定です。
46	9	1	3	2				本施設の運営に係る業務	「民間事業者は・・・供給を受けた全量を購入すること」とありますが、供給を受けるガス量は秋田臨海処理センターの消化ガス発生量の全量ではなく、一部でも良いのでしょうか。	民間事業者が供給を受けるガス量は、秋田臨海処理センターの消化ガス発生量の全量を想定しています。
47	9	1	3	2				消化ガスの供給について	「供給を受けた全量を購入すること。」とありますが、設備計画のため、消化ガスの最大・最低・計画等の供給量を提示して頂けると考えてよいのでしょうか。	消化ガス供給量の日平均値1年分を提示する予定です。

No	頁	実施方針（素案）の対応頁及び対応部分						質問事項	質問内容	回答
		章	節	項						
48	9	1	3	2				消化ガスの供給について	「消化ガス貯留タンクから消化ガスの供給を行う。」とありますが、タンクから供給される消化ガスは全量を消化ガス発電機で使用可能でしょうか？（一部を汚泥焼却炉や温水ヒータ等の設備に供給する必要は無いでしょうか？）	全量を消化ガス発電機で使用可能です。
49	10	2	2	1	(4)			特別目的会社設立後の構成企業の変更について	①「代表企業、構成員及び協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本県が認めた場合は、この限りでない。」とありますが、これは応募時だけでなく運営業務開始後も同様でしょうか。 ②「特段の事情」としては例えばどのような事情を想定しているのでしょうか。	①運営業務開始後も同様です。 ②構成員となる会社が倒産した場合等を想定していますが、具体的については個別の事情ごとに判断します。
50	10	2	2	1	(1)			特別目的会社の想定規模について	本事業で設立する特別目的会社の出資金、従業員数、その他事業規模についての想定があればご教示ください。	本事業で設立する特別目的会社の出資金、従業員数、その他事業規模については、民間事業者の提案書の内容に基づき決定します。
51	10	2	2	1				応募者の構成について	構成員と協力会社は工事請負契約における元請（JV含む）・下請のどちらにもなりうるの理解で宜しいでしょうか。同じく、運営委託契約における特別目的会社から直接・間接問わず委託先になれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、元請と下請の関係が利益相反等コンプライアンス上の問題とならないことが必要です。具体的な内容は公告段階で示す予定です。
52	10	2	2	1				応募者の構成について	工事請負契約は本事業の特殊性からJV（甲型乙型は民間提案）も認めて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	10	2	2	1	(3)			応募者の構成について	代表企業については、応募手続きを行う代表企業と工事請負契約をJVで行う場合の代表企業（甲型で行う場合の幹事企業）と特別目的会社の代表企業（最大出資者）は役割が異なるため、それぞれ異なる企業でもよい建付けのご検討をお願い致します。	ご意見を踏まえて検討します。
54	10	2	2	1	(4)			応募者の構成について	全国的にみても本事業は特徴的な事業であるため構成員・協力会社の確定を公告（10月下旬）から資格審査書類の受付（12月中旬）まででは検討しきれない可能性がございます。資格要件を満たす限りにおいて『構成企業の追加』、並びに、『出資者変更（構成員が協力企業になること、協力企業が構成員になること）』、また『役割の変更』については認めて頂ける建付けのご検討をお願い致します。	ご意見を踏まえて検討します。
55	10	2	2	1	(5)			応募者の構成について	1.2.1で示された4）蓄電池設備、5）水素製造利用設備、6）自営線設備、7）受変電設備、8）EMS及び運転監視制御装置を担う企業で消化ガス発電設備、風力発電設備、太陽光発電設備における実績を有しなくてもそれら（4～8）を担う企業も構成企業になれる建付けのご検討をお願い致します。	ご意見を踏まえて検討します。
56	10	2	2	1	(5)			応募者の構成について	消化ガス発電設備、風力発電設備、太陽光発電設備における『運営』における実績を有している企業が構成員としていれば、『運営』における実績を有していなくても構成企業として参画可能な建付けのご検討をお願い致します。	ご意見を踏まえて検討します。
57	10	2	2	1	(4)			応募者の構成について	「代表企業、構成員及び協力企業の変更は認めない」とありますが、どの時点から認められないと考えれば良いでしょうか？	代表企業、構成員及び協力企業については、応募時点からの変更は認められません。
58	11	2	3	2	(1)			優先交渉権者選定基準	価格要素の設計・施工費について、最低制限価格は設定されるのでしょうか？	現在検討中です。詳細は募集要項で示します。
59	12	2	3	3				審査方法	予定価格（上限価格等）は公告時に公表されますか。	公告時に公表を予定しています。
60	13	2	5	2				特別目的会社の設立場所について	「SPCを県内に設立する」と記載がありますが、運転管理業務を行う施設内に設立することは可能でしょうか。	運転管理業務を行う施設内に設立することは可能です。
61	13	2	6					提出書類の取扱い・著作権について	「審査結果の公表において、必要な場合、本県は必要な範囲において公表等を行うことができる」と記載がありますが、公表される内容については事前に事業者が確認できるという理解で宜しいでしょうか。	事前に民間事業者に確認させていただきます。
62	15	3	2	1				リスク分担の基本的な考え方について	「民間事業者が負うことが適当でない部分については、本県がリスクを負う。」とありますが、天災や不可抗力によるリスクは県の負担と考えてよいでしょうか？	実施方針素案「添付資料4 事業に係るリスク分担」に記載のとおりです。
63	16	3	3	2				事業手法	SPCには、県は参加する可能性はありますでしょうか。また、SPCの形態は提案時に提示する必要がありますでしょうか？	SPCに県が参加する予定はありません。SPCの形態は提案時に提示して頂く必要があります。
64	16	3	3	3				事業期間終了時の県への引継について	事業期間終了時において、要求水準書に定める要件を満足しない場合には、どのような対応が必要となるでしょうか？また、その際の費用負担は「有償対応」「無償対応」のどちらでしょうか？	実施方針素案3.3.2の考え方を踏襲します。
65	18-19	6	10					「消化ガス供給相当費用」の目安について	希望者に対して提供することとされている事前データには、消化ガス供給相当費用を算定するためのデータや当該費用の目安は含まれるでしょうか。（運営委託費の構成要素のうち消化ガスは市場が形成されておらず供給相当費用の算定が困難と予想されるため）	No.16の回答をご参照ください。
66	添付-9							本事業の全体スキームイメージ	電力需要施設は全て秋田県様との契約締結されるものと理解しています。この場合、検針（メータ確認）や請求等の業務は、全て秋田県様で行われるものと理解して良いでしょうか。	No.18の回答をご参照ください。
67	添付-9							外部調達範囲について	需要施設である秋田市汚泥再生処理センターにおいてオンサイトPPA事業として太陽光発電設備及び蓄電池の設置が計画されていますが、本事業の中で同センターからの余剰電力を外部調達電源とすることは禁止されますか。	本事業の中で秋田市汚泥再生処理センターからの余剰電力を外部調達電源とすることは想定していません。
68	添付-13							共通リスク	経済リスク、物価リスクにおいて、インフレ・デフレ（物価変動）に関するもの（一定の範囲を超えた部分）について民間事業者にも△が記されていますが、どのような理由かご教示下さい。一定範囲超過部分は秋田県様にご負担頂く性質のものと考えます。	原則として本県がリスクを負うものの、民間事業者にも努力をして欲しいもの、協議を行いながら決定していくものについては「△」としています。
69	添付-13							リスク分担	欄外の注釈で△はリスクが顕在化した場合の負担が、主負担者に比べて少ない又は限定的に負担を負う者となっております。第三者賠償リスク、物価リスク及び不可抗力リスクに関して、民間事業者が△となっておりますが、この項目にて民間事業者が限定的に負担とはどのような物でしょうか。	No.68の回答をご参照ください。
70	添付-13							リスクの負担者について	第三者損害リスク・物価リスク・不可抗力リスク等の負担者「○」と「△」の負担は具体的にどのような基準を想定しているのでしょうか？	No.68の回答をご参照ください。
71	添付-13							政策関連リスク法令変更リスク	民間事業者負担とされている「広く一般に適用される法令」とはどのようなものを想定しているのでしょうか？	労働法、消防法、個人情報保護法、会社法等事業に直接影響を及ぼさない一般的な法令を想定しています。
72	添付-13							社会リスク住民対応リスク	「民間事業者が実施する業務に起因する住民問題に関わるリスク」が民間事業者負担となっておりますが、P9の1.3.4 住民対応では、「住民対応は県の業務範囲」とされているため、これらも県の負担とすべきではないでしょうか？	当該リスクは民間事業者が実施する業務に起因するものであるため、民間事業者が負担することを想定しています。

No	頁	実施方針（素案）の対応頁及び対応部分						質問事項	質問内容	回答
		章	節	項						
73	添付-15							施設建設段階におけるリスク	コスト超過リスクのうち、「事業用地の配管等既設埋設物による費用増加」は民間事業者負担とされていますが、秋田県様からご提供頂いた図面等の図書類から読み取れない埋設物については事業者へ帰責事由があるとは思えません。このリスクは全て秋田県様で負って頂くことを要望します。	ご意見を踏まえて検討します。
74	添付-15							施設建設段階におけるリスク	電子部品など世界的な供給不足が生じたことによる工事工期遅延は一企業では対応できないケースもあるかと存じます。このようなことが生じた場合は県殿にてリスクをご負担いただくことは可能でしょうか。	生じた事象がどのような種類のリスクに該当するかを協議した上で、負担者を定めることを想定しています。
75	添付-15							リスク分担	コスト超過リスクの内、事業用地の配管等既設埋設物による費用増加が民間事業者のリスクとなっていますが、これは、貴県が提示する資料等から判断できる範囲は民間事業者との理解でよろしいでしょうか。貴県が提示した資料から読み取れない埋設物があった場合は、「県の提示条件に関する瑕疵」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	No.73の回答をご参照ください。
76	添付-15							コスト超過リスク	「事業用地の既設埋設物による費用増加」は、事前に既設埋設物の存在が知らされていた場合を除き、県の負担と考えてよろしいでしょうか？	No.73の回答をご参照ください。
77	添付-16							維持管理・運営段階におけるリスク	電力需要変動リスクとあり、施設が増減した場合のリスクが記されています。施設の増減のうち、「増」は、事業者へ電力供給責任が生じる施設が新たに加わるということでしょうか。「減」は、何らかの理由で施設が閉鎖等するケース等を指しているということでしょうか。どちらも、現時点での見通しがあればご教示下さい（いつ頃に、どの施設が「減」となる、どのような施設が「増」となる、等）。また、それらのリスク負担者として、民間事業者にも△が記されていますが、事業者へ帰責事由があるとは思えず、このリスクは全て秋田県様で負って頂くことを要望します。	現時点で施設数が増減する見通しはありません。施設が増減した場合においても、民間事業者側に経営努力を求める趣旨で「△」としています。
78	添付-16							リスク分担	施設・設備損傷リスクの天災その他不可抗力による施設・設備の損傷が民間事業者のリスクとなっております。本事業はDBO事業であり、施設の所有者は貴県となるよ理解しております。そのため、天災等不可抗力による施設・設備の損傷は貴県のリスクが妥当であると思慮いたします。	維持管理・運営段階におけるリスクであり、その業務に従事する事業者側にリスク対応の努力を求める事象であることを意図しています。ただし、一定の範囲を越えた損傷については、県がリスクを負うことも検討します。
79	添付-16							リスクの負担者について	第三者損害リスク・物価リスク・不可抗力リスク等の負担者「○」と「△」の負担は具体的にどのような基準を想定しているのでしょうか？	No.68の回答をご参照ください。
80	添付-16							施設・設備損傷リスク	「上記以外の事故の事故・火災に伴う施設・設備の損傷」が民間事業者の負担となっていますが、不適切な維持管理に起因するもの以外は、県の負担と考えますがよろしいでしょうか？	No.78の回答をご参照ください。
81	添付-16							ガス売却額	「ガス売却額は協議により見直すことができる。」とありますが、一定の算定式を想定しているのでしょうか？	現時点で算定式は想定していません。
82	添付-17							消化ガス販売料金収受リスク	消化ガス販売料金収受リスクとはどのようなリスクを想定しているのでしょうか？	料金収受活動に係る様々なリスクを想定していますが、ご指摘のとおり、事業スキームにおいて消化ガス販売料金収受業務は行わないため、この項目の表現は公告段階で修正します。